

新市建設計画の変更について

1. 新市建設計画とは

(1) 計画の趣旨

合併市町村のまちづくりを総合的、効果的に推進するための合併に際して合併協議会において策定する計画（合併市町村の総合計画的な役割を果たすもの）。

(2) 主な記載事項

- ・ 合併市町村の建設の基本方針
- ・ 合併市町村（又は県）が実施する新市建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ・ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ・ 合併市町村の財政計画

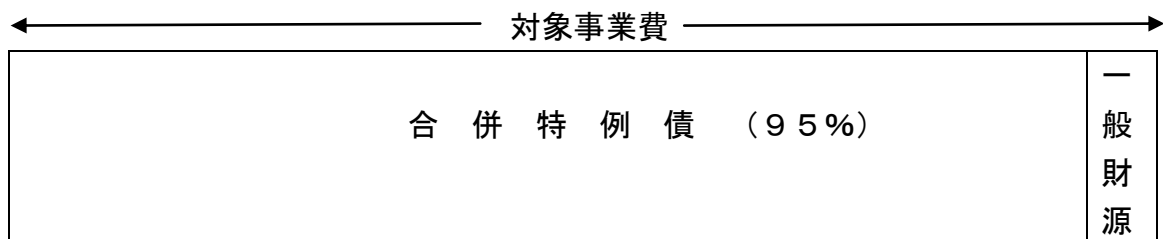
(3) 計画の期間

平成17年度～平成27年度（合併年度とそれに続く10年間）

(4) 財政措置（合併特例債）

① 合併特例債とは

合併特例債とは、合併した市町村が、新市建設計画に基づく特に必要な事業に対し、合併後10年間に限り使える地方債（借金）である。対象事業費の95%まで充当することができ、その元利償還金（元金と利子を合せて返すお金）の70%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される。



② 合併特例債の交付対象事業

前提：新市建設計画に基づく特に必要な事業

（主な事業）

- ・ 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための事業
- ・ 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う事業

(主な対象事業例)

- ・小中学校校舎耐震改修事業、体育館改築事業
- ・防災行政無線統合事業、整備事業
- ・広域交流地域振興施設整備事業
- ・新八代駅周辺道路整備事業
- ・北部・南部幹線整備事業

(5) その他の計画との関連性

八代市総合計画の基本構想（H20年度～H29年度）は新市建設計画を基礎とし、「新市づくりの理念」の考え方を継承している。

2. 新市建設計画の変更について

(1) 旧合併特例法の改正による合併特例債等の発行期間延長

| |
|--|
| ・東日本大震災により被災した合併市町村 合併の行われた日を含む年度及びこれに続く 10 年度→20 年度（10 年延長） |
| ・東日本大震災により被災していない合併市町村 合併の行われた日を含む年度及びこれに続く <u>10 年度</u> → <u>15 年度</u> （5 年延長） |

(2) 八代市の対応について

本市では、合併後の諸課題や新たな市民ニーズに対応するため小中学校の耐震化、防災無線の統合・整備など防災対策の充実を図る事業や、広域交流施設の整備など合併効果を高める事業等を行ってきたところである。

今後、緊縮する財政状況の中、環境センターや新庁舎の建設を控えるとともに、東日本大震災等の度重なる災害被害や教訓を踏まえた防災・災害対応体制の強化をさらに進める必要があることから、財源として合併特例債を活用する方向で検討を行っている。

法改正により、合併特例債の発行期間が延長になったことから、引き続き合併特例債を有効に活用し、計画に基づく事業の推進、財政負担軽減を図るため、新市建設計画の計画期間を5年間（平成32年度まで）延長する。

◎法改正により延長可能とされた期間内で最大限延長

【現】平成17年度～平成27年度 → 【新】平成17年度～平成32年度

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 建設計画 | 現行期間 | | | | | | | | | | | 延長期間 | | | | | — | |

(3) 変更の流れについて

- ① 新市建設計画の変更案の作成
↓
- ② 計画変更に係る県との内協議
↓
- ③ 内協議後内容に関する県からの回答
↓
- ④ 地域審議会、パブリックコメント等による意見聴取
↓
- ⑤ 計画変更案の県知事との正式協議
↓
- ⑥ 県知事回答
↓
- ⑦ 計画変更案の市町村議会での議決
↓
- ⑧ 計画変更の公表、国・県への送付等